

## 環境・農水常任委員会 県外行政調査

1 調査日 平成25年11月6日（水）～8日（金）

### 2 調査の概要

11月6日（水）

（1）群馬県庁（前橋市大手町 1-1-1）

本県では、琵琶湖の水源保全に関する新たな条例策定を視野に庁内に検討会を設け、国の動向や他の自治体の事例等を研究している。

群馬県では、森林の有する水源涵養機能の維持・増進に係る施策の総合的推進や土地の所有権移転等の事前届出などを行う群馬県水源地域保全条例を平成24年10月より施行され、県民をはじめ流域に暮らす全ての人々が森林のもたらす清らかで豊かな水を将来にわたって安心して利用することができるよう取り組んでいる。条例策定におけるこれまでの経過や施行後の状況等について状況を確認し、本県の条例策定の参考とするため調査を行った。



11月7日（木）

（2）埼玉北部土地改良区連合（児玉郡神川町大字新宿 125）

本県では、平成24年度に農業水利施設を活用した小水力および太陽光発電の可能性地点調査を実施し、小水力発電等の導入に向け取り組みを開始したところである。



国営<sup>かんながわ</sup>神流川沿岸農業水利事業では、整備後30年以上が経過し老朽化した神流川頭首工、農業用水路および調整池等を改修・新築するとともに、あわせて、農業用水を利用した小水力発電所、太陽光発電を整備。小水力発電では、固定価格買取制度の設備認定を受け売電を開始されたものであり、本県の農業水利施設を活用した小水力発電等導入の参考とするため調査を行った。

(3) 下仁田町役場（甘楽郡下仁田町大字下仁田 682）

群馬県下仁田町では、牛の放牧（カウベルト）やボランティアによる緩衝帯の整備、鳥獣被害対策実施隊を中心とした捕獲技術の向上、わな開発による捕獲効率の向上等、各種特徴的な取り組みと関係者が連携した地域一体的な活動により被害軽減に大きな成果をあげた。特に隣接市町村および大学と連携したサルの特種調査（電波発信器を用いた生息



状況調査)に基づく被害対策の手法は優良事例として全国各地へ波及したものである。

また、被害に対する地域住民の理解と協力を得るため、農業者はもとより地域住民や小中学生を対象とした意識啓発活動を行うなど総合的な取り組みを実施されているものであり、本県における獣害対策の参考とするため調査を行った。

11月9日（金）

(4) 横浜市北部汚泥資源化センター（横浜市鶴見区末広町 1-6-1）

横浜市北部汚泥資源化センターは、横浜市北部方面5カ所の水再生センターの汚泥を集約処理する施設として建設され、昭和62年に卵形消化タンクを含めた集約処理施設をして運転を開始した。

同センターでは、処理過程で発生する消化ガスを燃料にして、ガスエンジンで電気を発電。所内電力の約70%を賄っているほか、エンジンから発生する熱も消化タンクの加熱等に利用するなど、未活用の廃棄物を燃料とするバイオマス発電を実施され、循環型社会構築に大きく寄与されていることから、本県におけるバイオマス発電等導入の参考とするため調査を行った。

